

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年4月受付分）

## <故人が生前お世話になったため>

○佐々木 渉様（春光町）	30,000円	○故上野 守様（清月町）	50,000円
○尾崎 博様（端野町）	30,000円	○小西 トシ子様（端野町）	10,000円
○故豊野 すみ様（常呂町）	10,000円	○松田 光雄様（留辺蘂町）	10,000円
○笹井 基成様（留辺蘂町）	10,000円	○大友 英則様（留辺蘂町）	20,000円
○辻本 裕哉様（留辺蘂町）	30,000円	○合田 幸子様（留辺蘂町）	10,000円
○岡田 公成様（川崎市）	10,000円		